

十勝総合振興局からのお知らせ

～北海道が緊急事態宣言の対象とされました～

国による緊急事態措置区域の追加により、管内においても、飲食店等に対し時短営業の要請をはじめ、各施設へも協力をお願いすることとなりました。

また、住民の皆様に対しては、これ以上新型コロナウイルスの感染拡大をさせないことや、徹底的に人と人との接触機会を低減させるため、次のとおり取り組むこととしましたのでよろしくお願いいたします。

<住民の皆様への要請内容>

【感染防止行動の実践：行動のポイント】

○ 外出の際には

- ・不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。
- ・加えて、特に日中、週末の外出を控える。
- ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。

○ 飲食の際には

- ・感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に依拠していない飲食店等の利用を控える。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

○ 職場内では

- ・職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す。
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。
- ・業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践を進める。 など

地域の皆さまには、引き続き、新北海道スタイルの徹底など感染拡大防止に向けたより一層の取組について重ねてお願い申し上げます。

令和3年5月16日

北海道十勝総合振興局長、帯広市長、音更町長、士幌町長、上士幌町長、鹿追町長、新得町長、清水町長、芽室町長、中札内村長、更別村長、大樹町長、広尾町長、幕別町長、池田町長、豊頃町長、本別町長、足寄町長、陸別町長、浦幌町長

【問い合わせ先】

北海道十勝総合振興局地域創生部地域政策課 TEL0155-26-9022

※なお、感染状況はHPで公表していますので、そちらをご覧ください。

(URL)<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/hasseijoukyou.htm>

